

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社A（以下「会社」という。）において介護ヘルパーとして勤務していたが、平成〇年〇月〇日午後5時頃、訪問介護利用者宅にてゴミ処理をしている際に、介護利用者に背後から後頭部を2回殴打され負傷した。請求人は、同日、B病院に受診し「頭部打撲、頸椎捻挫」と診断されたが、その後同年〇月〇日にはCクリニックに転医し「頸椎捻挫、頭痛、倦怠感、頭部打撲、脳脊髄液減少症疑い」と診断された。

さらに、請求人は、同年〇月〇日、D病院に受診し「外傷性頸部症候群、低髄液圧症候群」と診断され、同年〇月〇日から同月〇日まで入院加療した。その後、同病院を含む複数の医療機関において加療した結果、平成〇年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当するか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求代理人は、Eが、請求人の背後から右手の拳で2回、後頭部を無言で強く殴打したことにより、請求人が髄液漏出症を発症した旨主張しており、Eの殴打によって、請求人に髄液の漏出が生じた可能性が有るか否かについて以下検討する。
- (2) 請求代理人は、Eは体が大きく、殴打した方の右腕には何の障害もない上、いきなり背後から殴打されたため、請求人が受けた頸部への衝撃はかなり大きかった旨主張するが、Eについては、左片麻痺が認められることから車椅子を利用し、訪問介護を受けていたことのほか、年齢は73歳と高齢であり、一方、請求人は、Eに殴打された後も当日の業務を継続していたことが認められることなどから客観的に判断すると、Eの殴打によって、請求人の頭頸部に大きな外力がかかっていたとは考え難い。
- (3) また、請求代理人は、障害補償給付支給請求書裏面の診断書（以下「本件診断書」という。）の傷病名には「外傷性頸部症候群」とのみ記載されているものの、同診断書の「療養の内容及び経過」欄及び「障害の状態の詳細」欄において、R I 脳槽シンチグラフィにより髄液漏れが判明し、髄液漏出症の治療を行った旨の記載があること等から、請求人が髄液漏出症の障害を負っていることは明らかである旨主張する。この点、F医師は、平成〇年〇月〇日付けの診断書において、「外傷性頸部症候群、低髄液圧症候群」と診断し、さらに、平成〇年〇月〇日付けの本件診断書において、「外傷性頸部症候群」と診断し

ていることが認められる。同診断書の様式は、傷病名、療養の内容及び経過並びに障害の状態の詳細について、各々所定の欄に記入するものとなっており、傷病名の欄には「外傷性頸部症候群」と記載されていること、その他の欄にも請求人の傷病を髄液漏出症と診断した旨の記載が認められておらず、診断傷病名は「外傷性頸部症候群」であることは明確であることから、請求代理人の主張は採用できない。

(4) 以上のことから、請求人が本件労災事故における暴力行為により髄液漏出症の障害を負っていることは明らかであるとする請求代理人の主張は採用できないものであり、審査官が説示するとおり、請求人に残存する障害は、原因となる医学的な所見が得られないことから、障害等級表に定める障害等級に該当しないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。